教科用図書採択スケジュール

	小学校		中学校		高等学校	
	教科用	学習指導	教科用	学習指導	教科用	学習指導
	図書	要領	図書	要領	図書	要領
平成26年度	採択				採択	
平成27年度			採択		採択	
平成28年度		改訂		改訂	採択	
平成29年度	特別の教科 道徳 採択				採択	改訂
平成30年度	採択	制の教科 遊覧 全面実施	特別の教科 道徳 採択		採択	
令和元年度	採択	"	採択	特別の教科 道徳 全面実施	採択	
令和2年度		全面実施	採択	"	採択	
令和3年度		"		全面実施	採択	

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日 法律第百八十二号)

第三章 採択

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(昭和三十九年二月三日 政令第十四号)

(採択の時期)

- 第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行なわなければならない。
 - 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要が生じたときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下 この条において「採択期間」という。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第 二十六号)附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。